

平成30年度第12回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成31年3月20日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第12回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成31年3月20日(水) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 平成31年3月20日(水) 午後2時47分

4. 出席農業委員(18名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
16番	中野均君	17番	米田一典君
18番	山崎誠一君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員(1名)

1番 野月弘行君

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

旧十和田湖町	白山雄治郎君	旧十和田湖町	中屋敷鉄男君
三本木	関川明君	三本木	山端敏行君
四和	根岸始君	深持	下久保トキ子君
切田	若沢弘幸君	切田	中川原彰造君
大深内	立崎和寿君	伝法寺	小笠原秋彦君
東部	山端至誠君	藤坂	松田賢志君
六日町	竹ヶ原竹夫君		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

大深内 工 藤 武 彦 君

8. 会議に付した案件

報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第64号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第65号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第66号 農地の転用事実に関する照会について
議案第69号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第70号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第71号 十和田市農用地利用集積計画の取消しについて
議案第72号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第73号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第74号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第75号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第76号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について
議案第77号 平成31年度（2019年度）十和田市農業委員会事業計画について

9. 議事録署名委員

7番 野 崎 さち子 君

8番 中野渡 稔 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	市 澤 新 吾	事務局 次長	高 橋 克 彦
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	根 岸 優 一
事務局 主任主査	山 崎 和 也	事務局 主任主査	中野渡 礼 央
事務局 主任主査	椛 木 信 人	事務局 主任主査	吉 田 武 範

11. 書 記

事務局 主任主査 山 崎 和 也

議長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、1番 野月 弘行 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成31年3月7日に告示招集いたしました、平成30年度第12回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。7番 野崎 さち子 委員、8番 中野渡 稔 委員を指名いたします。

議長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に報告第63号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いいたします。報告第63号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから6ページになります。2ページをお願いいたします。今回は全体で22件、農地法等に係るものは18件、農地中間管理事業に係るものは4件、すべて合意解約によるものです。115番は25ページ159番で3条申請があります。116番は自ら耕作、117番は農地として管理、118番は28ページ42番で基盤法による申請、119番は38ページ166番で中間管理事業による申請があります。3ページです。120番は売買予定です。121番から123番は43ページ107番から109番で、124番と125番は39ページ167番と168番で中間管理事業による申請があります。4ページです。

126番は24ページ149番と150番で3条申請、127番と128番は自ら耕作、129番は貸借予定です。5ページです。130番は農地として管理、131番と132番は貸借予定です。6ページです。農地中間管理事業による合意解約分です。18番は21ページ139番で3条申請があります。19番から21番は今後、中間管理機構において新たな配分計画が定められる予定です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第63号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第64号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）7ページをお願いいたします。報告第64号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。8ページから14ページになります。今回は16件で、すべて相続による取得です。あっせん等の希望はありません。8ページです。116番は農地として管理、117番は現況が宅地、118番は一部の現況が宅地、その他は農地として管理するものです。119番と9ページ120番は一部の現況が宅地、その他は自ら耕作するものです。10ページ121番は自ら耕作、11ページ122番は一部が貸借中、その他の農地は自ら耕作、123番は自ら耕作するものです。12ページ124番と125番は農地として管理、126番と127番は自ら耕作するものです。13ページです。128番は一部の現況が山林、その他は農地として管理、129番は一部を農地として管理、その他は貸借中、130番から14ページ131番は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第64号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第65号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）15ページをお願いいたします。報告第65号、公売買受適格者

に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。16ページです。今回は農地法第3条の許可書8件の交付がありました。129番から132番は十和田市における公売に係るもので、平成30年12月14日開催の第9回総会議案第49号で承認を得ております。許可書は129番から131番は1月18日、132番は1月22日に交付しました。落札価格は129番が150万円、130番が44万2千円、131番が103万円、132番94万8千円です。17ページです。133番から136番は稲生川土地改良区における公売に係るもので、133番は平成31年1月22日開催の第10回総会議案第55号で、134番から136番は平成31年2月15日開催の第11回総会議案第63号で承認を得ております。許可書は3月6日に交付しました。落札価格は133番が170万8千円、134番が33万9千円、135番が138万円、136番が40万円です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第65号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第66号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）18ページをお願いいたします。報告第66号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。19ページです。今回の照会件数は3件7筆で、現地調査は3月7日に実施し、法務局への回答は3月8日に行っております。43番の①と②は隣接地で、県道戸来十和田線沿いのヤマダ電機テックランド十和田店から五戸方面に約120メートル進んだ信号のある交差点を東へ約90メートル進んだ地点の道路南側です。申請地は建築から20年以上経過していると思われる住宅とその庭になっていることから、非農地と回答しました。なお、平成12年に転用許可済で、平成29年の裁判所照会でも非農地と回答しています。44番の①から③は隣接地で、市立十和田中学校東側道路を北へ約150メートル進んだ地点の交差点を西に約140メートル進んだ地点の道路北側です。申請地は平成30年7月に宅地分譲による転用許可済みの土地ですが、今回譲渡人から地目変更の申請が法務局にあったことから照会があったものです。現地は許可目的を完了していることから非農地と回答しました。45番の①と②は、国道4号を盛岡方面へ進み、伝法寺歩道橋のある交差点を東方面へ向かって道なりに約420メートル進んだ地点の道路北側です。申請地は周辺を山林に囲まれ耕作に適さないことから、申

請人の母が平成2年ごろに杉を植林した土地です。山林への転用を目的に平成28年6月に農用地区域から除外されていることから非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第66号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は箕輪班長、國分委員、中野委員の3名です。3月7日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時13分

（ _____ 委員、 _____ 委員、会長 退席）
（ 小川 正孝 会長職務代理者 議長席に着席）

再開 午後2時14分

議長（小川正孝君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（小川正孝君）次に議案第69号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）20ページをお願いいたします。議案第69号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（小川正孝君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計33件で、このうち所有権移転が16件、賃借権設定が13件で、使用貸借による権利の設定は4件です。まず所有権移転ですが、申請番号137番から22ページの145番までは相手方要望による売買です。申請番号146番から151

番までは贈与で、このうち146番と147番は親から子へ、148番は兄弟間で、149番は親戚へ、150番と151番は知人へ贈与します。152番は遺贈で、遺言により孫へ贈与するものです。次に賃貸借についてですが、24ページの申請番号149番から26ページの161番までは賃借権の設定で、このうち156番のみが相手方要望で、このほかはすべて労力不足により賃貸借を行います。26ページの162番から165番までは使用貸借による権利の設定で、このうち162番と163番は農事組合法人へ貸借します。164番と165番の借人は同一人で、親及び親戚から農地を借り受けて新規就農を行います。営農計画書をもとに聴き取りを行いました。特に問題はありませんでした。なお、所有権移転の137番から152番まで、賃借及び使用貸借の149番から165番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（小川正孝君）箕輪委員、ご苦労様でした。

議長（小川正孝君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小川正孝君）ご異議なしと認めます。よって議案第69号は許可することに決定いたしました。

議長（小川正孝君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時19分

（小川 正孝 会長職務代理者 委員席に着席）
（_____ 委員、_____ 委員、会長 着席）

再開 午後2時19分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第70号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）27ページをお願いいたします。議案第70号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。16番 中野均委員、お願いいたします。

報告委員（中野均君）十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。3月7日午後、箕輪班長、國分委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転による売買4件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号の42番から44番までは労力不足により売買します。45番は所有者が集团的に経営する農地から離れていることから、経営の効率化を図るため売買するものです。今回の申請はすべて所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。今回申請のあった所有権移転の4件及び利用調整会議の対象ではありませんが、議案書29ページに記載の賃借権再設定の1件についてはお手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を3月7日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）中野委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第70号は要請することに

決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第71号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）30ページをお願いいたします。議案第71号、十和田市農用地利用集積計画の取消しについて。平成31年1月23日付十和田市告示第16号で告示された農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、別紙のとおり十和田市長から取消しの依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。31ページをお願いいたします。この件は、利用権の設定期間が農業者年金の給付要件を満たさなくなることが分かったため、申請者から十和田市に対して取消し願いが提出されたものです。なお、今後利用権の設定期間を10年以上にして再度申請予定です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第71号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第72号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）32ページをお願いいたします。議案第72号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。33ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は、すべて農地中間管理機構である、公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は、33ページ149番から40ページ173番で、25件118筆255,699平方メートルです。利用権設定期間は5年が37ページ162番、38ページ164番、39ページ169番から40ページ171番の5件、その他の20件は10年です。賃借権での協力金の対象は、経営転換協力金で149番、151番から153番、171番、173番の4名です。41ページをお願いいたします。使

用貸借による権利は99番から45ページ115番で、17件63筆152, 881平方メートルです。利用権設定期間は3年が99番と101番、42ページ104番の3件、5年が44ページ112番、45ページ114番と115番の3件、その他の11件は10年です。使用貸借の協力金の対象は114番で、経営転換協力金の対象となります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第72号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第73号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）46ページをお願いいたします。議案第73号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。47ページをお願いいたします。この件は昭和51年2月20日付指令第698号及び昭和56年11月19日指令第5027号で農地法第4条の許可をされたものについて、事業計画変更承認申請が提出されました。変更の内容は、転用事業者を変更して、自己住宅建築及び道路拡幅から資材置場及び駐車場を整備に事業計画を変更するものです。場所は市立西小学校校庭に接する道路の南側です。48ページをお願いいたします。この件は昭和56年11月19日指令第5028号で農地法第5条の許可をされたものについて、事業計画変更承認申請が提出されました。変更の内容は、転用事業者を変更して自己住宅建築から資材置場及び駐車場を整備に事業計画を変更するものです。なお、事業者及び事業計画が変更となることから、議案第75号で改めて転用申請がなされております。場所は47ページの土地の隣接地です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第73号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第74号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）49ページをお願いいたします。議案第74号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。10番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君）それでは第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は今月は1件です。申請番号9番の転用事由は自己住宅の建築です。申請者は自身が所有する農地の一部を分筆し、そこに住宅を建てる計画となっています。場所は藤坂小学校から北に約500メートル程先で、下川原ガラの東側です。農地区分につきましては第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される施設であることから不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）國分委員、ご苦労様です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第74号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第75号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）51ページをお願いいたします。議案第75号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。10番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用申請は今月は7件です。申請番号73番の転用事由は共同住宅の建築です。申請地において6戸入りのアパートを1棟建てる計画となっています。74番の転用事由は貸駐車場の整備です。申請者は乗用車18台分の駐車場を整備した後、自身が勤務する自動車整備工場への貸し付けを予定しています。75番と76番の転用事由はともに自己住宅の建築です。75番の申請者は現在夫婦と子供で夫の実家に住んでいますが、このほど自分の親から土地の贈与を受け、実家近くに住宅を建て夫婦と子供で移り住むこととしています。76番の申請者は現在はアパートに入居していますが、使用貸借により親から農地を借り受け、親元近くに住宅を建てることにより、借家住まいを解消します。77番は資材置場及び駐車場の整備です。先ほどの議案で説明のあったとおり、以前転用許可を取っていた土地に、隣接する農地を加えた合計約2反歩ほどの面積で事業実施するものです。78番は倉庫建築及び林業用重機置場の整備です。倉庫の大部分は申請地に隣接する非農地部分に建ちますが、そこに収まりきれないため、今般必要面積を分筆して建築するものです。79番は農業用倉庫建築及び資材置場の整備です。申請地は農振農用地区域内の農地でしたが、このほど農振区分の変更手続きが完了したことから転用申請するものです。申請地の場所ですが、申請番号73番は北里大学のグラウンドの西南方向です。74番は旧4号沿いの中野自動車整備工場の北側です。75番はスーパーシティ・アサヒの南側です。76番は内水面研究所の東側です。77番は西小学校近くの有限会社くるまやの西側です。78番は中ノ渡集落内の漆坂林業の西側です。79番はおらんど一むの北側です。次に農地区分についてですが、申請番号73番から75番までは都市計画法の用途地域内であり第3種農地に該当します。76番から78番までは農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として第2種農地のその他の農地に該当します。79番は第1種農地に該当しますが、農業用施設の整備であることから不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の

結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 國分委員、ご苦労様です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第75号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第76号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 54ページをお願いいたします。議案第76号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について。「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に基づき、別紙のとおり非農地判定することの承認を求める件です。55ページから57ページをお願いいたします。農業委員会では毎年農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止と解消に向け取り組んでいますが、昨年度から再生利用が困難と思われる遊休農地について、非農地判定を行うこととしております。非農地判定を進めるにあたり、昨年10月に実施した農地パトロールの結果を踏まえ、非農地とすることが適当と判断された遊休農地は、103筆で約29ヘクタールありました。このうち関係機関への照会で、非農地化に支障がなく、所有者等から申請があった41筆97,154平方メートルについて非農地判定するものです。なお、地目変更登記は土地の所有者が行うこととなりますので、非農地判定後の事務の流れを説明いたします。農業委員会の総会で承認後は、関係機関に非農地判定リストを提供します。申請者に非農地判定書を交付するとともに、法務局に提出する地目変更登記の申請書に記載してもらい、そのまま法務局で地目変更登記をするよう指導します。なお、この場合の地目変更の登記料は無料とのことです。以上でございます。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第76号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第77号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）58ページをお願いいたします。議案第77号、平成31年度（2019年度）十和田市農業委員会事業計画について。このことについて、別紙のとおり平成31年度（2019年度）十和田市農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求める件です。59ページから61ページをお願いいたします。平成31年度（2019年度）十和田市農業委員会事業計画（案）。主な部分を読み上げたいと思います。始めに基本方針の下から3行目からです。こうしたことから当農業委員会は、農業者の公的代表機関として、農業情勢を的確に把握しながら、農業・農村が抱える課題の解消や農業推進に向けて積極的に取り組み、新たな制度に対応するため、次のとおり事業計画を定めます。事業計画、1. 農業委員会の活動強化・体制整備と適正事務の執行、（1）業務日誌（活動記録カード）の提出、（2）年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と活動計画の作成。2. 農地台帳の適正管理と情報の整備、（1）市内全農地並びに市内全農家所有農地の把握・管理、（2）農地の出し手・受け手の情報収集・提供、（3）農地利用意向調査の実施、（4）農地情報公開システム（農地ナビ）による台帳及び地図情報の公開。60ページです。3. 農地等の利用の最適化の推進、（1）農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づく活動、（2）農業委員と農地利用最適化推進委員との連絡会議等の開催。4. 遊休農地の解消と農地の確保・有効利用、（1）市内全農地の利用状況調査による遊休農地の把握、（2）農地パトロールによる違反転用の状況調査、（3）遊休農地及び違反転用の発生防止・解消に向けた取り組みと有効利用の促進。5. 担い手の確保・育成と農地の利用集積や経営確立の支援、（1）農地の有効利用と流動化の推進、（2）人・農地プランに位置づけられている中心経営体への農地の集積、（3）農地中間管理事業に係る農地の出し手の情報提供、（4）新規参入の支援活動、（5）農業後継者結婚対策、（6）農業者年金の加入推進、（7）家族経営協定の普及・締結促進。6. 地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開、（1）関係行政機関に対する農地利用の最適化施策の改善に関する意見の提出、（2）移動農業

委員会の開催、(3) 農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域内の課題や農業者の意向把握。7. 情報提供・広報活動の強化、61ページです。(1) 市の広報誌やホームページを活用しての農業委員会活動の情報提供、(2) 農業委員会だよりの発行(年2回程度)、(3) 全国農業新聞の普及拡大。8. 農政・研修活動の実施、(1) 関係行政機関及び団体との連携強化、(2) 水稻作柄調査の実施、(3) 農作業労働賃金等に関する調査、(4) 農政全般にわたる研修会の開催及び参加。以上でございます。

議 長(力石堅太郎君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(力石堅太郎君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(力石堅太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第77号は承認することに決定いたしました。

議 長(力石堅太郎君) 以上で今総会に付議されました議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第12回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時47分 —————